

## 働き方改革(2) 時間外労働の上限規制 中小企業は来年4月開始

これまでは、時間外労働は労働基準法第36条に基づく協定(36(サブロク)協定)を労働基準監督署に届けていれば、上限はありませんでした。

しかしこの4月から(中小企業は来年4月から)上限と違反時の罰則規定が適用されます。

### 1 「時間外労働」「休日労働」とは(この部分は従来と変わりません)

法律で定める労働時間を超えた分が「時間外労働」で、これが法律の上限規制の対象です。

各企業が独自に決めた勤務時間に基づく「残業時間」(残業手当の計算基礎)とは異なる場合が多いと思われるので、ご注意ください。

用語	定義	備考
法定労働時間	1日8時間及び週40時間	時間外労働・休日労働をさせるには、「36協定」の締結・届出(労働基準監督署)が必要
時間外労働	法定労働時間を超えた労働時間のこと	
法定休日	毎週少なくとも週1回会社が与える休日	
休日労働	法定休日として会社が定めた日での労働	

### 2 時間外労働の上限規制(改正内容)

#### (1) 法律による上限の原則

36協定による時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間となりました。

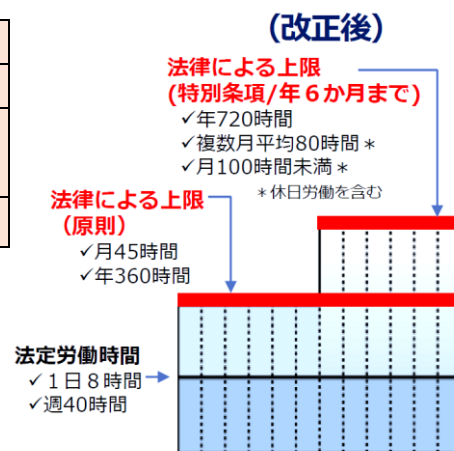
#### (2) 特別条項

「臨時的な特別の事情」があって労使が合意する場合は、上限が上がります。但し、下記を全て守らなければなりません。(労働者に対する安全配慮義務)

① 時間外労働は年720時間以内
② 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
③ 時間外労働と休日労働の合計が、「2ヶ月～6ヶ月平均」の全てで、1月当たり80時間以内になること
④ 時間外労働月45時間超は年6ヶ月が限度

注1. 個人別に管理をしなければならないので、実務的にどうしたら簡単確実に管理できるか、会社によっては業務ソフトなどの利用も考えられます。

注2. そもそも時間労働を減らせるようこの機会にいろんな観点から業務を見直したいものです。



### 3 上限規制の経過措置

(1) **開始時期** 平成31年4月1日以後提出した36協定から適用になります。ただし、中小企業は令和2年4月1日以後提出分からとなります。

(2) 業種による猶予等

- ① 建設業、自動車運転業務は、2024年4月1日以降の適用です。また建設業の災害復旧・復興事業と、自動車運転業務については上記2(2)②③は適用されません。
- ② 医師も2024年4月1日以降の適用で、その間上記2(2)②③は適用されません。

参照:「時間外労働の上限規則わかりやすい解説」厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

### @5月の予定

5/10・4月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

5/31・3月決算法人の確定申告

・6,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告,

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

